

令和5年11月27日

文部科学大臣
盛山 正仁 様

公益社団法人 全国助産師教育協議会
会長 葉久 真理



要望書

今後、一層深刻化が予測される超少子・高齢社会において、妊娠・出産・子育て支援及び女性の健康支援の専門家である助産師には、これまで以上に役割発揮が期待されており、女性に寄り添い、母子や家族を身近で支える質の高い助産師を育成することは急務です。

その一方で、新型コロナウイルス感染症による保健師助産師看護師等の教育への影響は未だ解消されておらず、更なる改善と充実に向けた取組みが求められています。

特に、助産師教育では、少子社会において産科施設が減少する中、様々な社会状況を背景に医学的・社会的ハイリスク妊産婦の増加等、時代の潮流に伴う産科医療や家族の変化を見据えた教育の質保証のためのシステムの構築が必要であると考えます。

そこで本協議会は、助産師教育の質向上を推進するため、以下について要望いたします。

要望事項

- ・ 実習前／卒業前の助産師教育共用試験（CBT: Computer Based Testing および OSCE: Objective Structured Clinical Examination）の導入に向けた予算措置

実習前／卒業前の助産師教育共用試験（CBT：Computer Based Testing および OSCE：Objective Structured Clinical Examination）の導入に向けた予算措置

【要望理由】

助産師教育では、助産師学校養成所指定規則に基づき「学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱うこと」や、「妊娠中期から産後1か月まで継続して受け持つ実習を1例以上行うこと」など、臨床参加型実習を展開しており、さらに、「産後4か月程度の母子のアセスメントを行う能力を強化する実習を行うことが望ましい」ことから、実習前の学生には高い知識と技術が求められます。

また、女性や子育て期の家族を取り巻く問題・課題は複雑化しており、助産学実習で母子の安全が守られ、妊産婦や家族、あるいは臨床側から助産師学生の基礎的能力に対する信頼を得られるよう、助産学実習開始前の学生の質を一定水準に担保し、保証するための知識・技術・態度を兼ね備えた質の高い助産師の養成は喫緊の課題です。

この助産師教育共用試験は、医学教育においては医師法並びに共用試験省令で定められており、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則においても、臨床実習に臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含むことが明記されている。助産師教育においても共用試験の重要性は認識されており、本協議会では「助産師教育における将来ビジョン2021」の一つに助産師教育共用試験の導入を掲げ、実装に向けて準備を進めているところです。

これまで以上に社会が助産師を求める状況において、その期待に応えられる助産師養成のために、助産師教育共用試験の導入に向けて予算措置をお願いいたします。